

矢幅会計事務所月報

編集発行人 税理士 矢幅牧雄

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-9-2 イマス西新宿第一ビル5F-D
TEL: 03 (3372) 4131 FAX: 03 (3374) 6691



暑中お見舞い
申し上げます

掲載 中小企業への影響は…？ 令和8年4月スタート防衛増税

◆ 8月の税務と労務

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月12日
国 税	6月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）	9月1日
国 税	12月決算法人の中間申告	9月1日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	9月1日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	9月1日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市区町村の条例で定める日

8月

(葉月) AUGUST

2025 (令和7年)

11日・山の日

日	月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	●	●	●	●	●	●



協調支援型特別保証制度 物価高や人手不足などの影響を受けている中小企業者向けに、今年春からスタートした新しい保証制度。申込金融機関から、本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受けることなどが要件。保証申込日に応じて、国による信用保証料の一部補助が受けられます。

中小企業への影響は…? 令和8年4月スタート 防衛増税

令和5年度税制改正大綱の「基本的考え方等」に、防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保することが明記されました。令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、1兆円強を確保するとしています。

この財源として具体的には、法人税額や所得税額に対して新たな付加税を課すことや、たばこ税の引上げの措置が挙げられました。このことを踏まえて、令和7年度税制改正では、「防衛特別法人税」の創設と、加熱式たばこに対する課税の適正化及びたばこ税の引上げを実施することが決まりました。

なお所得税に関しては、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することになりました。

特別措置法の制定

令和4年5月の日米首脳会談では当時の岸田首相が、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明しました。この方針を踏まえ、同年11月に公表された有識者会議による報告書では、まずは歳出改革により財源を捻出することを優先的に検討すべきとし、非社会保障関係費が対象となるとされました。そして、同年12月に岸田首相は、令和5年度から令和9年度までの間の新たな防衛力整備計画の規模を43兆円程度とし、令和9年度以降も強化された防衛力を維持するため、毎年約4兆円の追加財源の確保が必要との考えを示しました。

このような経緯を踏まえ、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が令和5年に制定されています。

防衛力強化のための財源の検討

令和4年12月に決定された新たな「防衛力整備計画」では、令和5年度から令和9年度までの5年間で防衛力整備に必要な金額は43兆円程度とされました。この計画の下で実施される5年間の防衛関係費は40.5兆円（令和9年度は8.9兆円）で、2.5兆円程度を様々な工夫で確保することとしています。

令和9年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源や、この計画を賄う財源の確保については、歳出改革・決算剰余金の活用・防衛力強化資金の創設・税制措置等により、歳出と歳入の両面において所要の措置を講ずることとしています。

政府与党政策懇談会資料として示された「新たな防衛力整備計画に関する財源確保について」【図1】では、令和9年度時点で歳出改革により1兆円強、決算剰余金の活用により0.7兆円程度、防衛力強化資金の創設により0.9兆円程度、税制措置により1兆円強を確保する構想が示されました。

防衛特別法人税の創設

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定に基づき、防衛特別法人税が創設されました。令和8年4月1日以後開始事業年度から適用が開始されます。

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人です。税額は、課税標準法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額です。課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額です。基準法人税額は、所得税額控除や外国税額控除などの一定の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税額です。

基礎控除額は年500万円なので、中小企業では所得が2,400万円程度までは課税されません。これにより、全法人の94%が対象外になると見込まれています。【図2参照】

ただし、納税額が生じなくても申告義務はありますので、いわゆる「ゼロ申告」をすることになります。

たばこ税の見直し

加熱式たばこについて、紙巻たばことの間の税負担差を解消するため、課税標準の換算方法が見直されることになりました。具体的には、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とし、軽

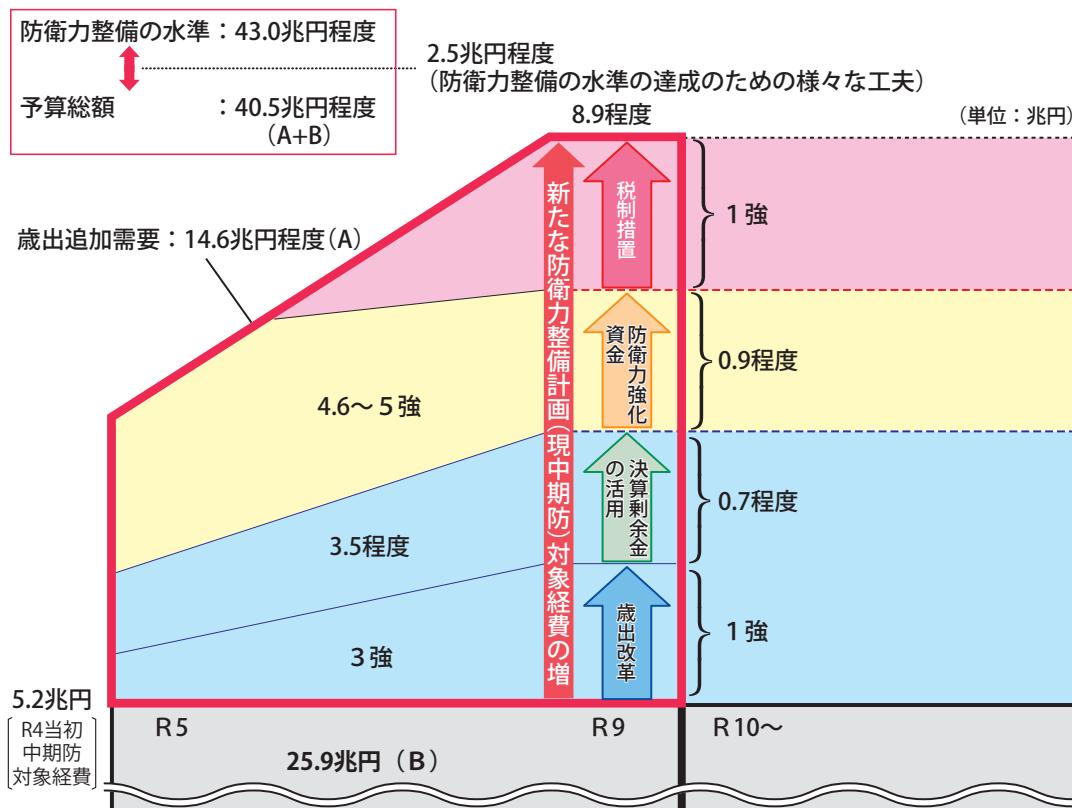
量化による税負担の不公平が生じないように、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税されることになります。

この改正は令和8年4月1日と令和8年10月1日の

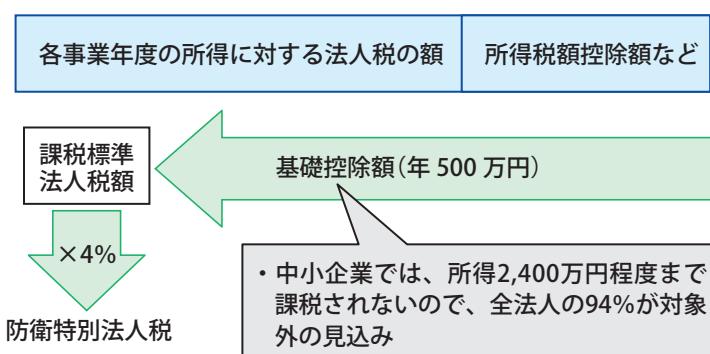
2段階で実施されます。その上で、国たばこ税率が令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月にそれぞれ1本あたり0.5円ずつ引き上げられます。

【図1】新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

政府与党政策懇談会資料より



【図2】防衛特別法人税のイメージ



8月の労務 ピックアップ 育児・介護休業法改正への対応準備

令和7年10月より、改正育児・介護休業法が施行され、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、柔軟な働き方を実現する措置を事業主が2つ以上選択して導入することが義務づけられます。

具体的には、始業時刻等の変更、テレワーク（月10日以上）、保育施設利用支援、養育両立支援休暇（年10日以上）、短時間勤務制度の5つから2つ以上を選択します。

また、子が3歳になるまでの適切な時期に面談等により、制度等の周知と利用の意向を確認しなければなりません。制度利用を控えさせるような働きかけは禁止されています。

改正対応を行っていない企業においては、就業規則や社内制度の改定、対象措置の選定、労使協議の実施、申請フロー整備など、実務面での準備を進めていきましょう。

柔軟な働き方を支援する取り組みは、優秀な人材の確保・定着にもつながります。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

厳しい暑さが続く中、こまめな水分補給など体調管理を各自が心掛けるだけでなく、事業者としても冷房設備の活用や時差通勤の導入、適切な休憩時間を確保することなど、暑さを乗り切るための取り組みが求められます。また、屋外作業の従事者においては、日差しを遮るために装備の使用や作業時間の調整が必要です。安全と健康を最優先にしながら、効率的な働き方を目指すことが重要です。

令和7年度の税制改正では、いわゆる「103万円の壁」への対応として、所得税における基礎控除や給与所得控除の額の引上げが行われました。また、中小企業に対する法人税の軽減税率の特例の適用期限が延長されたほか、設備投資に係る各種優遇税制についても、適用期限の延長や制度内容の拡充が行われています。

労務関係では、定年制の廃止など65歳までの雇用確保措置を設けることが、4月から完全義務化されました。さらに、育児・介護休業法の改正により、仕事と育児・介護の両立支援のための制度を設けることが必要となっており、こちらはすでに4月から施行されているものと、10月から施行されるものがあります。その内容は多岐にわたりますので、制度内容を把握し適切に対応することが肝要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

国税専門官(B区分)の創設

経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、国税庁では基幹システムの刷新や、データ分析を行うことができる人材の確保に向けた取組を強化しています。

税務固有の課題や問題点を踏まえたデジタル分野の業務に対応できる人材を確保するため、令和5年度から、国税専門官採用試験において、理数系の基礎知識や素養を問う出題をする試験区分(B区分)が創設されました。令和7年度の採用試験では、B区分は約100人を採用することが予定されています。

最近の税務調査では、総勘定元帳のエクセルデータの提出を求められることや、ファイルの更新日時を確認されること、臨場調査で調査官が税務署のサーバーのデータを確認しながら調査を行うことも増えています。

8月の税務ピックアップ

個人事業税

個人が、地方税法などで定められた事業（法定業種）を行っている場合、事業税の納税をする義務があります。法定業種は現在70の業種があり、あんまや柔道整復などの税率は3%、畜産業や水産業などは4%、それ以外の業種は5%です。不動産貸付業と駐車場業については、貸付不動産規模や賃料収入及び管理の状況などを総合的に勘案して、課税されます。

税額は、事業所得又は（及び）不動産所得の金額に一定の加減算を行った金額に税率を乗じて求めます。個人事業税には青色申告特別控除の適用がありませんので、所得金額に加算します。他方、事業主控除があり、控除額は年間290万円で営業期間が1年未満の場合は月割額になります。

年の途中で事業を廃止した場合には、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人事業税の申告をする必要があります。